

日 薬 定 例 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和6年4月10日（水）16：00～17：00

場 所：日本薬剤師会 第一会議室

出席者：山本会長、安部副会長

内容・提出資料：

1. 令和6年能登半島地震について（報告）

安部副会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

本会は1月1日に、災害対策本部を立ち上げ、被災県薬剤師会への支援体制を構築するとともに、全国の薬剤師会、薬剤師の皆様のご協力により、被災地への支援薬剤師の派遣を実施した。支援活動には、延べ4,000人を超える薬剤師や13台のモバイルファーマシーが出動、地域医療体制の復旧状況を踏まえ、3月末をもって派遣を終了した。

また、被害に遭われた会員への義援金を1月9日より3月末まで募集したところ、3,200万円を超えるご厚意をお寄せいただいた。全額を被害に遭われた会員にお届けする。被災地への義援金としては日本赤十字社を通じて100万円を寄附したところである。

2. 新型コロナウイルス抗原定性検査キット取扱薬局等リストの令和6年4月以降の取扱いについて（令和6年3月28日 日薬業発第502号）

安部副会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

これまで厚労省の協力要請のもと、新型コロナウイルス抗原検査キットを取扱ってきた薬局等のリストは厚労省ホームページで公表されていたが、令和6年4月から通常の医療体制へ移行することを受け、この3月末をもって終了した。国民に継続して情報提供する必要性から、3月までの更新を反映したリスト・マップを当面の間、本会ホームページに掲載すること、また、現在、各都道府県薬剤師会において新興感染症の発生時等に対応可能な体制を確保している薬局に係るリスト化の取組が進められていることから、本会ホームページでの公表は本年夏頃を目途に終了することについて、都道府県薬剤師会に通知したところである。

3. ニューレジリエンスフォーラムの国民運動「国民の命と生活を守る武道館1万人大会」について（依頼）（令和6年4月5日 日薬発第10号）

山本会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

感染症と自然災害に強い社会をつくるため、緊急事態に即応できる法整備や憲法に緊急事態対応を明記する国会発議をめざし設立されたニューレジリエンスフォーラム（以下、フォーラム）の昨年7月24日に開催された役員会において、「国民の命と生活を守る武道館1万人大会」を開催することが決定していた。この度、フォーラム会長及び共同代表より本会宛て正式に、本年5月30日、千代田区・日本武道館において開催する旨及び、参加促進のための協力依頼があったことを受け、都道府県薬剤師会へ関係各方面への周知を依頼した。

4. 訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について (令和6年4月5日 日薬業発第13号)

安部副会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

訪問診療等に使用する車両が、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能である。また、都道府県警察においては訪問診療等の業務の実情に鑑み、申請書類等の簡素合理化を図り申請者の負担軽減に努めている。この度、厚労省医政局地域医療計画課、老健局認知症施策・地域介護推進課および同老人保健課より本会宛て4月3日付けで、また、警察庁交通局交通規制課長より警視庁・各道府県警察本部長宛に3月22日付けで通達がなされた。内容としては、当該対象に訪問介護等の用務の車両が含まれることを明確化することが主な趣旨で、対象車両に「居宅療養管理指導」が明記された。また、緊急訪問時など許可日時をあらかじめ正確に特定できない場合の申請への対応等についてより明確化されたこと及び、必要に応じ、管轄の都道府県警察本部又は警察署まで問合せることについて、都道府県薬剤師会を通じて会員に周知したところである。

主な質疑応答は以下のとおり。

〈訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可について〉

記者：先月の日薬臨時総会で、代議員から「駐車許可」よりもさらに柔軟な運用が可能な「駐車禁止除外規定」の対象に薬剤師の車両を加えるよう求める声が上がっていた。今後、「駐車禁止除外規定」を求めるお考えはあるか。

安部副会長：まずは「駐車許可」で対応を進めていき、それでもなお、緊急時にどこにでも駐車可能な「駐車禁止除外規定」が必要な合理的理由があれば、今後検討の余地はあるかもしれない。

次回の定例記者会見は、令和6年4月24日（水）16：00～を予定。